

インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を 求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和5年10月に、消費税において、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっています。

同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは、仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならない、という問題が発生します。

しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はありません。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められ中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。

センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題です。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1千万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところです。

少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、「適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除がみとめられる」適用除外等の措置を講ずる必要があります。

よって、国に対して、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、シルバー人材センター事業運営に及ぼす影響が極めて大きいことから、国に対して、安定的な事業運営が可能な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月24日

水 俣 市 議 会